

## 「奈良県建築基準法施行条例」の取扱い

### 第24条、第25条

#### 自動車車庫等の出入口、前面空地について

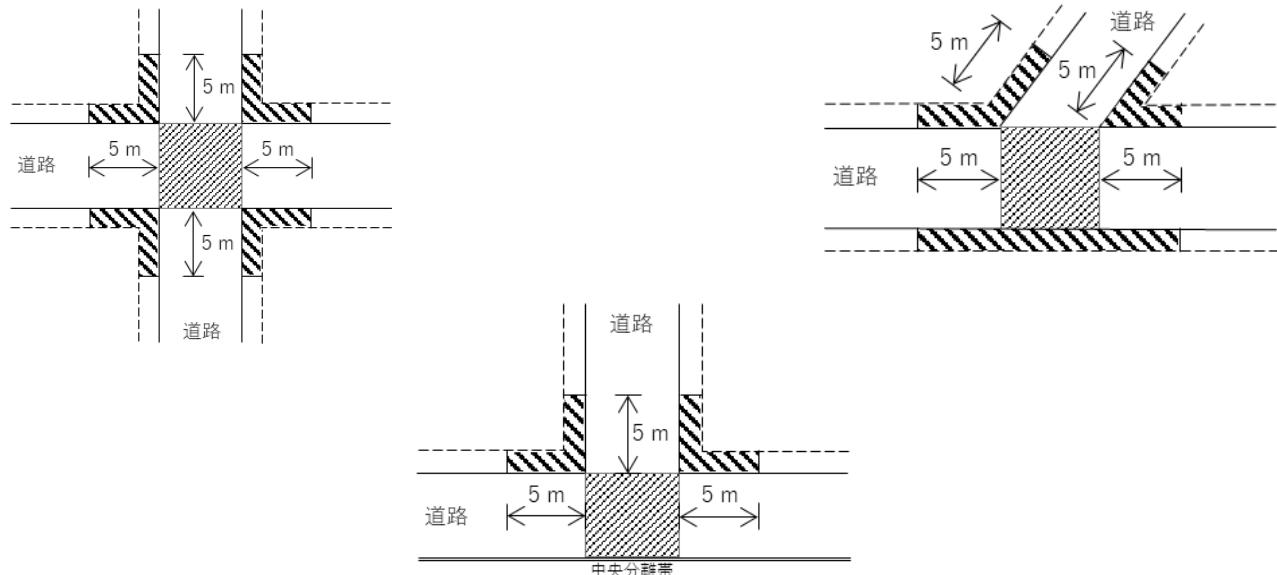
建築基準法施行条例第24条及び第25条で規定する自動車車庫等の出入口及び前面空地の取扱いは次による。ただし、道路管理者および所管警察署長と協議し安全上支障がないと認める場合はこの限りではない。

##### <用語の定義>

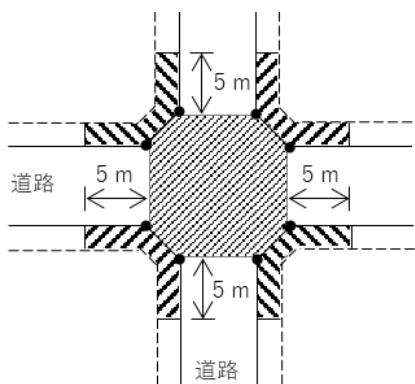
- ・本条例で規定する自動車車庫とは、建築物に附属するかもしくは独立した自動車車庫で建築物を有する場合における規定であり、青空駐車場は対象とはならない。  
また、対象となるのは、自動車の駐車の用に供する部分の建築物の床面積の合計であり、青空部分は含まない。
- ・本条例で規定する道路の範囲は、歩道と車道の区別のある道路においては、車道の部分をいい、路側帯と車道の区別のある道路については、路側帯も含めて道路の部分という。

1. 条例第24条第1号で規定する道路の交差とは、十字路、T字路、その他2以上の道が交わることをいい、交差点から5m以内の部分とは下図1を基本とする。

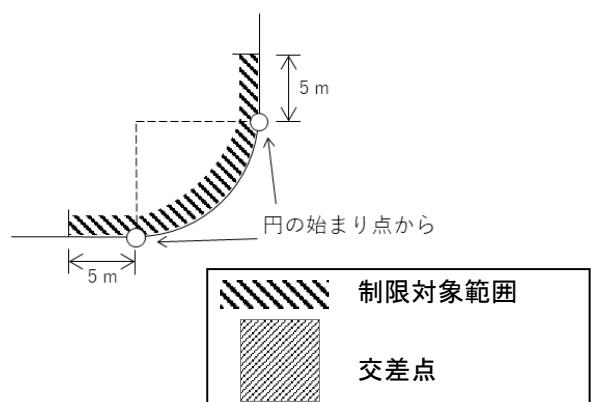
図1：交差点から5m以内



<道路にスミ切りがある場合>



<スミ切りが円の場合>



2. 条例第24条第1号で規定する道路の曲がり角とは、一の道路が折れ曲がり、その内角が120度以内のものをいい、曲がり角から5m以内の部分とは下図2を基本とする。

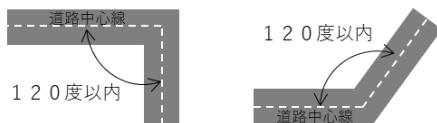
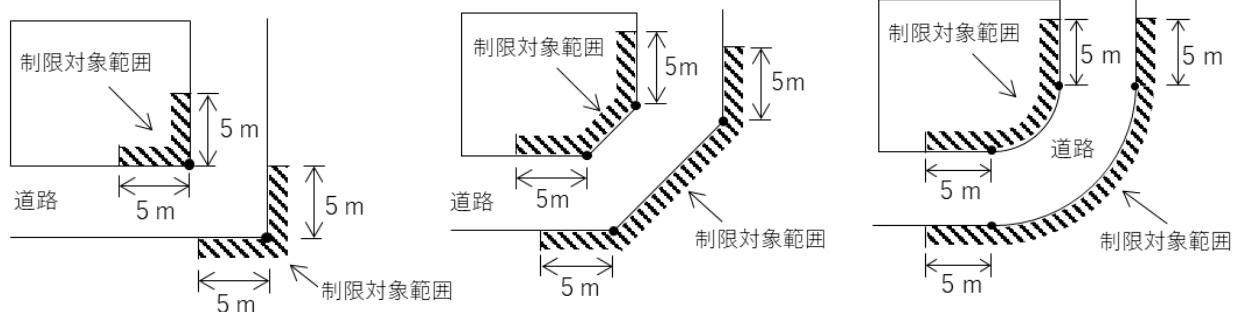
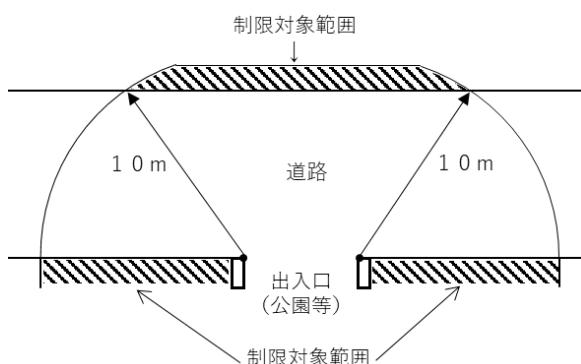


図2：曲がり角から5m以内



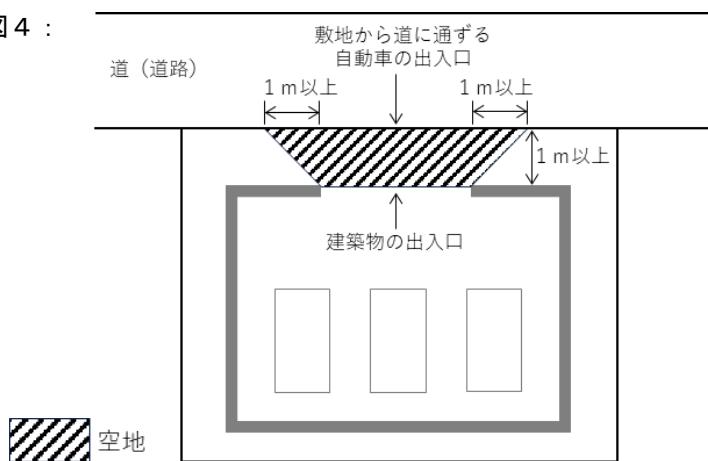
3. 条例第24条第2号で規定する公園等の出入口から10m以内の範囲は、下図3のとおりとする。

図3：出入口から  
半径10m以内の部分

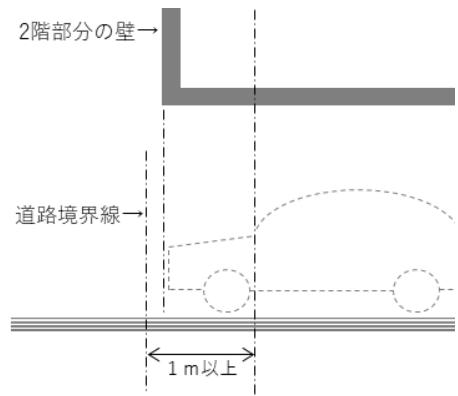


4. 条例第25条で規定する道路境界線から1m以上後退した空地又は空間とは、前面の道（道路）の通行を見通すことができる範囲とし、原則として下図4のとおりとする。

図4：



なお、前面の道（道路）の通行を見通すことができる空間の解釈として建築物の2階部分が突き出ているような場合で、通行の見通しに支障がない場合は右図のとおりである。



<制定年月日>令和 8年 2月 1日

※詳細等については、各特定行政庁にお問い合わせください。